

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 若草会 木本クリニック ✓
 ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 ■ その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県下関市豊北町大字阿川 3796番地1 ✓
- (3) 設立認可年月日 平成 年 月 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7年 1月 24日 ✓

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	備 考
診療所	医療法人社団若草会 木本クリニック ✓ 下関市島戸診療所 【下関市から指定管理者として指定を受けて管理】	山口県下関市豊北町大字阿川 3796番地1 山口県下関市豊北町大字神田 4025番地2	一般病床 19床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月 28日 令和3年度決算の決定 ✓

令和 5年 7月 22日 令和5年度予算の決定 ✓

様式2

法人名 医療法人社団 若草会 木本クリニック ✓
 所在地 山口県下関市豊北町大字阿川3796番地1

※医療法人整理番号

財産目録 ✓
 (令和5年 7月31日現在) ✓

1. 資産額	186,155 千円 ✓
2. 負債額	85,609 千円 ✓
3. 純資産額	100,546 千円 ✓

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	39,437 ✓
B 固定資産	146,718 ✓
C 資産合計 (A+B)	186,155 ✓
D 負債合計	85,609 ✓
E 純資産 (C-D)	100,546 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 若草会 木本クリニック ✓
 所在地 山口県下関市豊北町大字阿川3796番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表 ✓
 (令和5年 7月31日現在) ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	✓ 39,437	I 流動負債	✓ 58,492
II 固定資産	✓ 146,718	II 固定負債	✓ 27,117
1 有形固定資産	✓ 141,656	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	✓ 648	負債合計	✓ 85,609
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	✓ 4,414 (0)	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	✓ 7,000
		II 積立金	✓ 93,546
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	✓ 100,546
資産合計	✓ 186,155	負債・純資産合計	✓ 186,155

様式4-2

法人名 医療法人社団 若草会 木本クリニック ✓
 所在地 山口県下関市豊北町大字阿川3796番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 ✓
 (自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日) ✓

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,033 ✓
2 事業費用	81,449 ✓
本来業務事業損失	5,416 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0 ✓
2 事業費用	5,416 ✓
附帯業務事業利益	5,710 ✓
事業損失	446 ✓
II 事業外収益	
III 事業外費用	
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	152 ✓
法人税	180 ✓
当期純損失	210 ✓
税等	182 ✓
人税	71 ✓
	253 ✓

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 若草会 木本クリニック
理事長 木本 和之 殿

私は、医療法人社団 若草会 木本クリニックの令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 25日
医療法人社団 若草会 木本クリニック
監事 木本 久子